

2024. 9

〈 情 報 開 示 〉

〔2024年4月～2024年9月〕

DISCLOSURE

開示項目(単体ベース)

- 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
- 預金・貸出金の状況
- 有価証券の時価情報
- 損益の状況
- 自己資本の構成に関する開示事項

フシんきん

「金利に勝るサービスはない」 と考えております

当金庫は、長年にわたり「不良債権の発生防止」と「ローコスト体質の構築」に尽力してまいりましたが、これらを反映して今期は次の特徴をお示しすることができました。

- ① 高い生産性（役職員1人当たりの預金量は35億円）
- ② ローコスト経営による高い効率性（預金経費率は0.42%）
- ③ 健全な自己資本比率（自己資本比率は22.51%）

これらは、お取引先のご協力の賜であり、心から感謝申し上げます。

今後とも「預金者保護」を第一義として、皆様方のお役にたつよう心がけ、「堅実経営」に努めますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

なお、主要な項目について、今期の状況を次のとおりご報告いたします。

理事長 古川 和男

○ 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年3月末	96	96	-	96	100.00	100.00
	2024年9月末	96	96	-	96	100.00	100.00
危険債権	2024年3月末	661	486	311	175	73.51	50.00
	2024年9月末	646	474	303	171	73.42	50.00
要管理債権	2024年3月末	23	23	23	-	100.00	-
	2024年9月末	20	20	20	-	100.00	-
三月以上 延滞債権	2024年3月末	-	-	-	-	-	-
	2024年9月末	-	-	-	-	-	-
貸出条件 緩和債権	2024年3月末	23	23	23	-	100.00	-
	2024年9月末	20	20	20	-	100.00	-
小計(A)	2024年3月末	781	606	334	272	77.59	60.83
	2024年9月末	764	592	323	268	77.50	60.99
正常債権(B)	2024年3月末	16,362					
	2024年9月末	15,379					
総与信残高 (A)+(B)	2024年3月末	17,144					
	2024年9月末	16,143					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

(注)

1. 上記の2024年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各種債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続していません。
2. 債務者区分については、原則として2024年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等があった債務者については、当庫の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。

○ 預金・貸出金の状況

(単位：百万円)

項 目		2024年3月末	2024年9月末
預 金	残 高	98,948	95,627
貸 出 金	残 高	17,131	16,141
製 造 業		109	104
農 業、林 業		-	-
漁 業		-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-
建 設 業		240	197
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-
情 報 通 信 業		-	-
運 輸 業、郵 便 業		-	-
卸 売 業、小 売 業		594	574
金 融 業、保 険 業		-	-
不 動 産 業		3,838	3,884
物 品 賃 貸 業		16	16
学術研究、専門・技術サービス業		252	244
宿 泊 業		-	-
飲 食 業		262	180
生活関連サービス業、娯楽業		829	821
教 育、学 習 支 援 業		-	-
医 療、福 祉		287	247
そ の 他 の サ ー ビ ス		359	347
地 方 公 共 団 体		9,066	8,293
個 人		1,274	1,230

○ 有価証券の時価情報

満期有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	1,900	1,917	17
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	1,000	1,003	3
	そ の 他	-	-	-
	小 計	2,900	2,920	20
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	1,400	1,390	△9
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	1,500	1,494	△5
	そ の 他	-	-	-
	小 計	2,900	2,884	△15
合 計		5,800	5,805	5

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	54	30	24
	債 券	7,396	7,373	22
	国 債	306	306	0
	地 方 債	2,308	2,306	2
	短期社債	-	-	-
	社 債	4,780	4,760	19
	そ の 他	-	-	-
	小 計	7,450	7,403	47
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	31,259	32,801	△1,542
	国 債	2,121	2,506	△385
	地 方 債	2,375	2,400	△24
	短期社債	-	-	-
	社 債	26,762	27,894	△1,132
	そ の 他	2,474	2,913	△439
	小 計	33,733	35,715	△1,982
合 計		41,183	43,118	△1,934

○ 損益の状況

(単位：千円)

項 目	2024年9月末
経 常 利 益	114,740
業 務 純 益	73,781
当 期 純 利 益	92,548
実 質 業 務 純 益	73,781
コ ア 業 務 純 益	110,458
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	110,458

○ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024年3月末	2024年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,364	9,457
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	9,209	9,289
うち、外部流出の予定額(△)	13	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54	17
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54	17
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,419	9,474
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	14	12
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	12
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,404	9,461

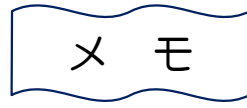
(単位：百万円)

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,042	40,901
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,129	1,129
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	43,171	42,030
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	21.78%	22.51%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

- 本資料に掲載している計数については、会計監査人の監査を受けておりません。
- 本資料に掲載している計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。



津信用金庫

津市大門2 1 番 1 2 号
TEL059-228-2181
<http://www.tsushinkin.co.jp>